

令和7年8月期 木城町農業委員会定例総会議事録

|                 |  |
|-----------------|--|
| 開催期日            | 令和7年8月28日(木) 午後1時30分～3時まで  |
| 出席委員            | (農業委員 6人)<br>1番:久保 一美 3番:上川 安博 5番:曾我 広<br>6番:黒木 清澄 7番:西 哲郎 8番:亀長 亜由美<br>(農地利用最適化推進委員 6人)<br>國岡 伸二 永友 秀仁 吉岡 定男 久保田 博文<br>田村 和之 永友 文法                            |
| 欠席委員            | (農業委員 1人 推進委員 0人)<br>農業委員: 1名 (後藤ミホ)<br>推進委員: 0名   |
| 出席職員            | 事務局長:藤井 学 局長補佐:眞崎 哲子 専門主幹:三隅 秀俊  |
| 会議録署名委員         | 6番:黒木 清澄 7番:西 哲郎   |
| 議事日程            | 令和7年8月28日(木) 1日間   |
| 報告              | (1) 8月の行事報告<br>(2) 農地転用事前調査報告(2件)<br>(3) 農家相談日結果報告(1件)<br>(4) 各委員活動報告<br>(5) 事務局報告<br>① 相続届の提出について<br>② 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の認可について<br>③ 農地の時効取得の関する通知について |
| 会議事件            | 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について<br>議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について<br>議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について<br>議案第33号 農用地利用集積等促進計画について<br>議案第34号 農地移動適正化あっせん事業の実施について   |
| 事務局<br>(事務局長)   | 皆さんお揃いですので、ただ今から令和7年8月期の木城町農業委員会定例総会を開会します。皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。<br>本日後藤ミホ副会長が宮崎女性ネットワークの公務で、欠席届が出ております。ご了承いただきたいと思います。最初に久保会長からご挨拶をよろしくをお願いします。             |
| 議長(会長)<br>久保 一美 | <会長より挨拶>   |
| 事務局<br>(事務局長)   | ありがとうございました。それでは進行の方を会長にお願い致します。   |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>それでは、ただ今から令和7年8月期の定例総会を開会致します。</p> <p>本日の本会議の出席は、農業委員6名出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は6名全員出席ですので、本日の定例総会出席委員は合計12名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、6番黒木清澄委員と7番西哲郎委員にお願いします。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の眞崎局長補佐と三隅専門主幹を指名致します。</p>                           |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>それでは、本会議に入ります。議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>   |
| <p>事務局<br/>(事務局長)</p>   | <p>それでは、総会資料の21ページをお願いします。</p> <p>議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>申請番号14番 権利 所有権移転(有償) 所在 大字高城字蘭田〇〇番他2筆 登記簿地目 田3筆 農振 農振農用地 面積 合計2,562㎡ 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。 経営面積 14,100㎡ 労力総数 2 稼働数 1 申請事由 規模縮小のため 【売買価格】350,000円/10a 担当委員は、1番久保委員です。資料は、22ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>                         |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>ありがとうございました。申請番号14番につきましては、私(久保委員)が担当ですのでご報告したいと思います。</p>   |
| <p>(会長)<br/>久保 一美</p>   | <p>譲渡人のあっせんを2年ほど前に上げていたんですけども、耕作者である方が買わないという事で、周りの耕作者の方を田村推進委員と探していたんですが、その時はいなくて保留をしていました。最近になって譲受人の方から購入したいと意見がありまして、両方とも同意した金額です。少し安いですが、お互いが納得して決められたことで農業委員会の方にきております。その手続きで3回ほど両方の方とお話をしたところでもあります。</p> <p>できましたら今年度中に、売買、農業委員会の総会に諮りたいと意向がありましたので本日の総会で議案として提出したところでございます。</p> <p>私の方からは以上です。</p> <p>田村委員何か補足はないでしょうか。</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 田村農地利用最適化推進委員   | いえ、ありません。   |
| 議長（会長）<br>久保 一美 | <p>それでは質疑に入ります。議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 14 番につきまして、質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 14 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 申請番号 14 番につきましては、承認可決と致します。</p>   |
| 議長（会長）<br>久保 一美 | つづきまして、議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。   |
| 事務局<br>（事務局長）   | <p>総会資料の 23 ページをお願いします。議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。</p> <p>申請番号 2 番 所在 大字椎木字陣ノ内〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 畑 農振 施設用地 面積 合計 1,116,12 m<sup>2</sup> 申請人につきましては表記のとおりです。転用形態 転用 用途 農業用施設付帯施設として使用 転用施設 更衣室、休憩室、駐車場等 施設面積 1,116,12 m<sup>2</sup> 転用事由 キュウリ栽培施設に係る付帯施設の整備 担当委員は、5 番曾我委員です。資料は、24 ページから 54 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（会長）<br>久保 一美 | ありがとうございました。それでは、事務局より写真説明をお願い致します。   |
| 事務局<br>（三隅専門主幹） | （MAXHUB を使用し写真説明）   |
| 議長（会長）<br>久保 一美 | ありがとうございました。それでは、担当の曾我委員から補足説明があればお願いします。   |
| （5 番）<br>曾我 広   | 先程お話ししてくれていた隣接する土地に遊休農地がございまして、その隣に露地野菜を作られている方がおられまして、防風ネットを 100m ぐらい張ら  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>れておられます。その間に遊休農地が3反ぐらいあると思います。その畑と露地野菜との境がないくらい木と雑草が1m50cmの高さぐらいでずっと生えておりまして、調査が終わった後に責任者の方と話して2,3mぐらいでも切ってもらえないかということでお願いしておりました。昨日行ったら切っておりましたので、また社長さんの方にも会った時に全面切ってもらえるようお願いしようと思います。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>はい、ありがとうございました。今の曾我委員の補足ですが、32ページをみてください。曾我委員が言われている農地は2,3年前から遊休農地という事になっていると思うんですけども、この農地をせっかくですので、きれいに整備し、耕作してくださいと私の方からも強く要望した所です。</p> <p>その境に防風ネットも張ってあるので、虫がくるという事で、鳥獣、害獣の侵入防止もあるのかなと思っております。</p> <p>曾我委員については、引き続き農地のパトロールをお願いしたいと思います。</p>  |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請の承認についてであります。質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>よろしいですか。一応、駐車場とパネルハウスの付帯設備という事で上がっておりますけども。</p>   |
| <p>事務局<br/>(三隅専門主幹)</p> | <p>よろしいですか。転用の箇所は、26ページのピンクで塗ったところが転用の場所になります。</p>  |
| <p>事務局<br/>(事務局長)</p>   | <p>パネルハウスと書いてあるのは、休憩室とか更衣室になります。その下の貯留所と書いてある所は溶液栽培ですので、そちらの溶液等が入る所で、その横がパネルハウスで先程いいました休憩室、更衣室になります。上の細長いのが駐車場です。</p>   |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>何かないですか。今、説明もありましたけども、一応大体40台から50台ぐらいを駐車場でとりたいという事で、60人ぐらいを雇用してやりたいという意向もあるみたいですが。合併槽が40人槽と聞いておりますけども、駐車場がなければ従業員の方も停められませんのでですね。</p> <p>質疑はないですか。</p> <p>質疑が無いようですのでお諮りします。議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 申請番号2番につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 申請番号2番につきましては、承認可決と致します。</p> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 議長（会長）<br>久保 一美      | つづきまして、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。  |
| 事務局<br>（事務局長）        | 資料の 55 ページをお願いします。議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。<br><br>＜権利種別：所有権移転（無償）＞<br>申請番号 6 番 所在 大字椎木字上田〇〇番 他 1 筆 登記簿地目 畑 2 筆 農振 農振地域 面積 1,266,00 m <sup>2</sup> 譲渡人・譲受人につきましては表記のとおりです。転用形態 転用 転用用途 農家住宅及び農業用施設として使用 転用施設 農家住宅、倉庫、事務所、駐車場 施設面積 1,266,00 m <sup>2</sup> 転用事由 農家住宅、倉庫、事務所、駐車場の整備 担当は 3 番上川委員です。資料は、56 ページから 66 ページに添付してあります。<br>以上です。 |
| 議長（会長）<br>久保 一美      | ありがとうございました。それでは、事務局より写真説明をお願い致します。   |
| 事務局<br>（三隅専門主幹）      | （MAXHUB を使用し写真説明）   |
| 議長（会長）<br>久保 一美      | ありがとうございました。それでは、担当の上川委員から補足説明があればお願いします。   |
| （3 番）<br>上川 安博       | 別にありません。  |
| 議長（会長）<br>久保 一美      | 永友委員の方はないでしょうか。   |
| 永友（秀）農地利<br>用最適化推進委員 | ありません。  |
| 議長（会長）<br>久保 一美      | 境の所に植木がありましたが、どうされるんですかね。   |
| 事務局<br>（三隅専門主幹）      | 植木は撤去されるという事です。現場の方でおっしゃってました。  |
|                      | 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。議案第 32 号 農用法第 5 条の規定による許可申請の承認の申請番号 6 番につきまして質疑のある方は挙手の上、質疑をお願い致します。   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>（質疑なし）</p> <p>質疑が無いようですのでお諮り致します。議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認の申請番号 6 番につきまして賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成という事でありますので、議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認の申請番号 6 番につきまして、原案どおり承認可決と致します。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>つづきまして、議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局長の朗読をお願い致します。</p>   |
| <p>事務局<br/>（事務局長）</p>   | <p>総会資料の 67 ページをお願いします。議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画について、次のとおり農用地利用集積等促進計画案について審議を求め</p> <p>る。</p> <p>申請番号 179 番から 180 番の案件は農地中間管理事業での賃貸借契約になります。転貸人は公益社団法人宮崎県農業振興公社で 8 月 20 日に公社の審査会で可決されております。田 6 筆 4,745 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 2,717 m<sup>2</sup> 合計 7,462 m<sup>2</sup>の集積面積になります。申請番号 181 番から 182 番の案件は、農地中間事業の特例事業、即売の事業の所有権移転契約となります。譲渡人、譲受人は表記の通りです。同じく 8 月 20 日に公社の審査会で可決をされております。売買価格は表記の通りでございます。移転の時期は令和 7 年 11 月 20 日となっております。田 2 筆 1,506 m<sup>2</sup>。促進計画の参考資料は、69 ページから 72 ページに添付しております。</p> <p>68 ページの 181 番と 182 番は所有者から公社への権利移動です。その下の 181 番と 182 番があるんですけど、そこは公社から耕作者への所有権移転となります。同じものになりますけど 2 つ並べてあるという形になります。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長（会長）<br/>久保 一美</p> | <p>ありがとうございました。それでは、申請番号 179 番から 182 番は農地中間管理事業ですので委員説明は省かせていただきます。</p> <p>それでは、質疑に入ります。申請番号 179 番から 182 番について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第 33 号農用地利</p>   |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
|                                | <p>用集積等促進計画について申請番号 179 番から 182 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、議案第 33 号農用地利用集積等促進計画について原案どおり承認可決といたします。</p>   |
| <p>議長 (会長)<br/>久保 一美</p>       | <p>つづきまして、議案第 34 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>   |
| <p>事務局<br/>(事務局長)</p>          | <p>総会資料の 74 ページをお願いします。議案第 34 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について。</p> <p>受付番号 3 番 申請人につきましては表記のとおりです。所在 大字椎木字 寺山〇〇番 登記簿地目 田 2 筆 地積合計 3,206 m<sup>2</sup> 実施形態 賃借 希望価格 粃 7 俵/全部 資料を 75 ページに添付してあります。以上です。</p>   |
| <p>議長 (会長)<br/>久保 一美</p>       | <p>ありがとうございました。議案第 34 号の受付分については、耕作者を探してもらいたいという事で、ここの農地に詳しい永友 (秀) 推進委員は農地のご説明はどうですかね。現状でいいです。</p>   |
| <p>永友 (秀) 農地利<br/>用最適化推進委員</p> | <p>現状ですね、前作られていた方が昨年山影にもなるし、水はけも悪いという事であげるといことで、あげられました。今年度に関しては放置したままになっています。それで今回借り手を探してほしいという事なんです、まず 1 枚の方は日当たりも悪くてなかなか乾かないということで、また山の下にあって雨で排水路が昨年崩れてまして、もう少し大雨が来た時に田んぼの方が崩れ落ちるといような状況ではあります。一応、産業振興課の方にその補修をどうにかしてほしいと要望はしてあるんですが、なかなか予算がないという事で長寿命化でやってもらえないかという話にはなっております。</p> |
| <p>議長 (会長)<br/>久保 一美</p>       | <p>今永友 (秀) 推移委員がいましたように、路肩が半分以上壊れて排水の中に入っている状況です。復旧をするには多面とかを使ってやっていけばいいのですが、すればするでほいりますので、まわりの耕作者に声掛けするのか、担当の委員さんと相談しながら、上の方の田は作れない状況です。水が溜まりません。</p> <p>局長、復旧工事は役場の方ではなかなかですか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(事務局長)</p>          | <p>そうですね。</p>  |
| <p>議長 (会長)<br/>久保 一美</p>       | <p>耕作者がいないとダメですよ。</p>  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <p>事務局<br/>(事務局長)</p>   | <p>はい。農地として使われているという形と多面の事業で修理をしていただくかなんですが、そちらが一番早いかなと思います。</p>  |
| <p>議長(会長)<br/>久保 一美</p> | <p>委員さんを2名いれなくてはいけませんので、担当の永友(秀)推進委員と上川さん2人でいいですかね。私(久保委員)も間に入って色々したいと思います。</p> <p>主で上川委員と永友(秀)推進委員でお願いしたいと思いますが、大丈夫でしょうか。それでは、耕作者を探すという事で議案第34号 農地移動適正化あっせん事業の実施について、あっせん指名委員として承認していただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成という事でありますので、そのように取り扱わせていただき承認可決と致します。</p> <p>上川委員と永友(秀)推進委員はよろしくお願ひしたいと思います。それでは、以上で本会議を終了致します。</p> |
| <p>協議会</p>              | <p>1 9月の行事予定について<br/>2 その他</p>  |
| <p>議長(会長)<br/>久保 一美</p> | <p>以上をもちまして、令和7年8月期の定例総会を閉会します。</p>   |
|                         | <p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p>議長 久保 一美</p> <p>署名委員 西 哲郎</p> <p>署名委員 黒木 清澄</p>   |